物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規 定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の区 分	公益法人の場合 国認定、都道 府県認定の区	内 1 . 内 草 李	備考
平成29事業年度会計監査業務	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259		有限責任監査法人トーマツ 東京都港区港南二丁目15番 3号 品川インターシティ	5010405001703	平成26事業年度~平成30事業年度の複数年度に係る会計監査人候補者として選定した事業者について、選定委員会における4年度目候補者としての審議を認まえて、当該事業者を平成29事業年度会計監査人候補者として選定し、文部科学大臣へ申請したところ選任を受けたため、当該事業者を契約予定者として見締書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったことから、本機構会計規程第16条第1項及び約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	23,760,000	-	-				企画競争
平成30年度「全国キャリア・就職ガイダンス」の実施会場	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.8	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11- 1	8010401029157	参加者の有無を確認する公募を実施した結果、他 者からの参加表明がなかったことから、本機構会 計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23 条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許 さない場合)に該当するため。	-	2,991,600	-	-				公募
奨学金業務システム(JSAS)等 のソフトウェア更新に伴うシステ ム検証及び改修業務(返還関 連)	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町 4259	H29.9.1	アイ・システム株式会社 東京都千代田区九段南4-8- 13	9010001066543	本業務は、奨学金業務システム(JSAS)の返還関連について、各種ソフトウェアの更新に伴う影響の調査・検証及び、その検証結果に応じたシステム 改修及びテストを実施するものであるが、ソフトウェアの更新作業後における現行システムの種々の改修を実施した機能について行う必要があり、当該な修を実施した事業者しか実施することができないことから、各機能の開発を全て実施している当該事業者に委託するものであり、本機機会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に終しまれている場合に認めてあり、本機機会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	24,105,600	-	-				競争性のない随意契約
奨学金業務システム(JSAS)等 のソフトウェア更新に伴うシステ ム検証及び改修業務(奨学関 連)		H29.9.1	株式会社日立ソリューション ズ・クリエイト 東京都品川区東品川4-12-6	1020001028459	本業務は、奨学金業務システム(JSAS)の奨学関連について、各種ソフトウェアの更新に伴う影響の調査・検証及び、その検証結果に応じたシステム 改修及びテストを実施するものであるが、ソフトウェアの更新作業後における現行システムの各機能の動作確認は、過去に当該システムの種々の 改修を実施した機能について行う必要があり、当該な修を実施した機能について行う必要があり、当該な修を実施した機能について行う必要があり、当該な修を実施した事業者しか実施することができないことから、各機能の開発を全て実施している当該事業者に委託するものであり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1場合)に該当するため。	-	19,548,000	-	-				競争性のない随意契約
平成30年3月満期予定者の返 遠関係書類のカット、ブッキン グ、仕分、梱包及び発送業務	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.1	株式会社日旅物流 埼玉県戸田市笹目北町12-2	5030001020584	本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、 本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱 細則第23条第1項第14号(競争に付しても入札者 がないとき又は再度の入札に付しても落札者がな い場合)に該当するため。	-	7,884,000	-	-				随意契約 (不落随契)
平成29(2017)年度日本留学 フェア(国際教育展:中国)の実 施に係る展示スペース設営等 の申し込み	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.8	Beijing Pico Exhibition Services Co., Ltd. Pico Creative Center,Shunxing Road Shunyi District,Beijing 101300, China.		本フェアの主催者である中国教育国際交流協会 が契約相手を指定しているため、他に委託するこ とが許されないことから、本機構会計規程第16条 第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号 (契約の性質又は自的が競争を許さない場合)に 該当するため。	-	1,697,262	-	-				競争性のない随意契約

平成29(2017)年度日本留学 フェア(ベトナム・ハノイ)の実施 に係る業務委託	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.14	ベトナム元日本留学生協会 (JAV) R203, 2nd Fl., No.2 Doan Ke Thien Keo dai, Mai Dich, CauGiay, Hanoi, Vietnam	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が 国への留学を検討している者に対し、効果的に広 報及び現地における諸準備を実施するため、日本 留学の事情及び現地の留学事情に通していること 及び日本一ペトナム双方の高等教育機関ネット ワークを活用できることが必要である。外国での 契約であることなび事業を効果的に実施する者が 特定されるため、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で 契約をする場合)に該当するため。	-	2,122,455	-	-		随意契約 (海外での 契約)
	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町 4259	H29.9.19	マレーシア元留日学生協会 No. 88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor, MALAYSIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が 国への留学を検討している者に対し、効果的に広 報及び現地における諸準備を実施するため、日本 留学の事情及び現地の留学事情に精通している こと及び日・マレーシア双方の高等教育機関ネット ワークを活用できることが必要である。外国での 契約であること及び事業を効果的に実施する者が 特定されるため、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で 契約をする場合)に該当するため。	-	1,901,113	-	-		随意契約 (海外での 契約)
平成29(2017)年度日本留学 フェア(ペトナム・ホーチミン及び ハンイ)の会場設営等に係る業 務委託	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.21	SallaAgent Co., Ltd. R901, Hoang Ngoc Building, 72Lane, Tran Thai Tong St., Cau Giay District, Hanoi, Vietnam	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が 国への留学を検討している者に対し、効果的に広 報及び現地における諸準備を実施するため、日本 留学の事情及び現地の留学事情に精通している こと及び日本一ペトナム双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要である。外国での 契約であること及び事業を効果的に実施する者が 特定されるため、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で 契約をする場合)に該当するため。	-	6,969,945	-	-		随意契約 (海外での 契約)
平成29(2017)年度日本留学 フェア(インドネシア)の会場股 営、広報及び印刷等の業務委 託	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259	H29.9.28	PT. Dyandra Communication Jl. Johar No.9, Menteng Jakarta Pusat 10350 INDONESIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が 国への留学を検討している者に対し、効果的に広 報及び現地における諸準備を実施するため、日本 留学の事情及び現地の留学事情に精通している こと及び日・インドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要である。外国での 契約であること及び事業を効果的に実施する者が 特定されるため、本機構会計規程第16条第1項及 び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で 契約をする場合)に該当するため。	-	12,915,464	-	-		随意契約 (海外での 契約)
十成29(2017)年及日本由子 フェア(インドネシア)の実施に 反え業改奏社	独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田 町 4259	H29.9.28	インドネシア元日本留学生協会 JL. Radin Inten II , Kampus UNSADA Pondok Kelapa, Jakarta 13450 Indonesia	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が 国への留学を検討している者に対し、効果的に広 報及び現地における諸準備を実施するため、日本 留学の事情及び現地の留学事情に精通している こと及び日・インドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要である。当該要件 を満たす者が他にいないため、本機構会計規程 第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	2,472,800	-	-		随意契約 (海外での 契約)

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。